江差町福祉バス運行管理要綱

平成２７年１月１日
告示第１―１号
改正　平成２７年３月３１日告示第２５―５号
平成２８年３月３１日告示第５０―２号

（目的）

第１条　この要綱は、江差町福祉バス（以下「福祉バス」という。）の運行及び管理について、必要な事項を定め、福祉バスの効果的な活用を図ることを目的とする。

（所管）

第２条　福祉バスの運行管理は、町民福祉課が所管する。

（運行）

第３条　福祉バスは、社会福祉関係団体等（以下「団体等」という。）が行う福祉活動等の促進と社会参加の助長を図ることを目的とする事業等に使用することができる。

２　福祉バスを使用する場合は、使用日の１０日前までに福祉バス運行申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）を提出し、内容の確認を受けて使用許可を受けなければならない。ただし、緊急時等やむを得ない場合には、使用の時までに許可を受けることができる。

３　前項の申請書の提出があつたときは、次の各号に掲げる事項を勘案し、別表に定める許可基準により許可することを決定した場合は、福祉バス運行許可書（別記様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（１）　町の社会福祉行政等の推進のために必要であること。

（２）　町の社会福祉行政等の推進上効果的であること。

（３）　申請者及び申請事業等の目的達成に必要な使用であり、特に町長が認める事業

４　町長は、前項の規定により運行許可を受けた後、許可の内容と異なる目的での使用又は使用されるおそれがあると認められる場合は、運行許可を取り消すことができる。

（使用者の責務）

第４条　使用者は、その権利を譲渡し又は転貸してはならない。

２　使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）　車両及び備付物品を破損しないこと。

（２）　備付物品を車外へ持ち出さないこと。

（３）　日程、順路の変更をしないこと。

（４）　安全運転等に協力すること。

（５）　その他、必要に応じて指示する事項

（法令等の遵守）

第５条　福祉バスを運行する者（以下「運転者」という。）は、福祉バスの運行に関し、道路交通法、道路運送車両法その他関係法令を遵守し、常に良好な管理と運転技術の向上に努め、事故防止に万全を期するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　始業点検及び終業点検を確実に行い、故障の有無を確かめ、異常が認められる場合は直ちに報告し、その指示に従うこと。

（２）　運行中に事故が発生した場合は、法令に基づいて措置するとともに、速やかに報告すること。

（３）　福祉バスを使用中以外は、必ず所定の場所に格納しなければならないただし、特別な事情がある場合で、必要と認められる場合には、盗難、災害等の予防を万全にし、所定の場所以外に保管することができる。

（運行日誌）

第６条　運転手は、バスの使用後「運行日誌」に所要事項を記入し、所管課へ提出しなければならない。

（費用の負担）

第７条　福祉バスの使用料は無料とする。ただし、有料駐車場使用料金、有料道路通行料金及び運転者の宿泊に係る経費は、利用者（運行許可を受けた者又は団体）負担とする。

（損害の賠償）

第８条　福祉バスの使用者が、車体及び車内の設備器具等を故意又は重大な過失により町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、福祉バスの運行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２７年１月１日から施行する。

（江差町福祉バス管理及び運行要綱の廃止）

２　江差町福祉バス管理及び運行要綱（平成１０年要綱第　号）は、廃止する。

附　則（平成２７年告示第２５―５号）

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年告示第５０―２号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、第３条第２項の規定による改正前の様式による申請書で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正等を加え、なお使用することができる。

別表（第３条関係）江差町福祉バス使用許可基準

１　運行時間	午前８時４５分から午後５時１５分までを基本とする。ただし、止むを得ない事情があるときは、時間を繰上げ又は繰下げることを可とするが、その場合は原則として午前６時から午後９時までの範囲とする。
２　乗車人数	１０名以上４０名以内
３　走行距離	１日の走行距離が５００㎞以内を原則とする。なお、走行距離が２００㎞を超える場合には、高速道路利用を原則とする。
４　運転時間	一連の運行時間は９時間を超えないものとする。
５　休憩時間	運転は連続４時間を超えずに休憩時間を設けること。
６　拘束時間	１日の拘束時間は１３時間以内を原則とする。
７　優先順位	福祉バスの運行承認は、原則として使用申込順とするが、使用許可をした後であつても、急を要するとき又は使用目的等により優先順位を考慮し、許可を取り消し又は変更することができる。
８　その他	国が示す「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を準用する。